

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [割増賃金について（定額払制の場合）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

割増賃金について（定額払制の場合）

現実の時間外労働の有無や長短に拘らず、一定時間分の定額の割増賃金を支給する定額払いは法令では禁止されておりません。

しかし、割増賃金を定額で支払うことは、賃金計算上の便宜上の問題ではなく、むしろ賃金未払につながる恐れがあります。

そのため次の要件を満たすことが求められます。

1. 割増賃金である定額部分が明確に判別できること
2. 実際に行った時間外労働・休日労働・深夜業に支払うべき割増賃金が、定額部分以下であること
3. 実際に行った時間外労働等に支払うべき割増賃金額が定額部分を上回った場合は、不足分の追加支払いを行うこと
4. 定額部分の要素として割増賃金以外の要素（たとえば、基本給、管理職手当、特殊勤務手当、調整給等）が含まれていないこと

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.